

デイサービスセンター ハピネスあだち 運営規程

（営業日及び営業時間）

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- ① 営業日 月曜日～土曜日  
その他休日 12月31日～1月3日
- ② 営業時間 8：00～18：00
- ③ サービス提供時間 9：00～17：00

（利用定員）

第 7 条 事業所の利用定員は、35人とする。

（サービスの内容）

第 8 条 提供する事業、総合事業サービスの内容は、次の通りとする。

| サービスの種類     | サービス内容                                          |
|-------------|-------------------------------------------------|
| 相談・援助等      | 利用者への介護方法や身近なことがらの相談相手になります。                    |
| 機能訓練        | 日常動作訓練等の生活に必要な動き（歩く、座る等）の練習をします。                |
| アクティビティサービス | 集団でのレクリエーション、創作活動等の機能訓練を行います。                   |
| 介護サービス      | 移動・排泄の介助、見守り等をします。                              |
| 健康チェック      | 健康管理のための体重・体温・血圧・脈拍を測ります。                       |
| 送迎サービス      | 利用者宅からセンターまで車でお迎え、お送りいたします。                     |
| 入浴サービス      | 入浴の介助を行います。身体の不自由な方も入浴していただけるよう、特別な浴槽もご用意しています。 |
| 食事サービス      | 昼食を用意しています。お食事の介助もします。                          |

※機能訓練は通所介護、アクティビティサービスは総合事業のサービスであり、それ以外は共通項目である。

（通常の事業、総合事業の実施範囲）

第 9 条 江北、扇、興野、堀之内、椿、新田、宮城、小台、鹿浜、西新井、西新井栄町

本木東町、本木西町、本木南町、本木北町

※上記の地域以外にも相談により応じることがある。

(利用料その他の費用の額)

第10条 提供するサービスの料金のめやす

| 緩和型通所サービス費（１回あたり） |      |                          |                          |
|-------------------|------|--------------------------|--------------------------|
| 区分                |      | 緩和型通所サービス費Ⅰ<br>（週１回利用の方） | 緩和型通所サービス費Ⅱ<br>（週２回利用の方） |
| 所定料金              | １割負担 | 455 円                    |                          |
|                   | ２割負担 | 909 円                    |                          |
|                   | ３割負担 | 1,364 円                  |                          |
| 加算項目（１ヶ月あたり）      |      |                          |                          |
| 区分                |      | 緩和型通所サービス費Ⅰ              | 緩和型通所サービス費Ⅱ              |
| サービス提供体制強化加算Ⅰ     | １割負担 | 96 円                     | 192 円                    |
|                   | ２割負担 | 192 円                    | 384 円                    |
|                   | ３割負担 | 288 円                    | 576 円                    |
| サービス提供体制強化加算Ⅱ     | １割負担 | 79 円                     | 157 円                    |
|                   | ２割負担 | 157 円                    | 314 円                    |
|                   | ３割負担 | 236 円                    | 471 円                    |
| サービス提供体制強化加算Ⅲ     | １割負担 | 27 円                     | 53 円                     |
|                   | ２割負担 | 53 円                     | 105 円                    |
|                   | ３割負担 | 79 円                     | 157 円                    |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）ロ    | １割負担 | 231 円                    | 465 円                    |
|                   | ２割負担 | 462 円                    | 930 円                    |
|                   | ３割負担 | 693 円                    | 1395 円                   |

(注) 上記の料金表は厚生労働省令による告示上の変更に合わせて変更いたします。

| 通常規模型 通所介護費                                  |       |         |         |         |         |         |
|----------------------------------------------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 要介護状態区分                                      |       | 要介護 1   | 要介護 2   | 要介護 3   | 要介護 4   | 要介護 5   |
| 所要時間                                         | 1 割負担 | 637 円   | 751 円   | 868 円   | 982 円   | 1,099 円 |
| 6 時間以上                                       | 2 割負担 | 1,273 円 | 1,502 円 | 1,736 円 | 1,964 円 | 2,198 円 |
| 7 時間未満                                       | 3 割負担 | 1,910 円 | 2,253 円 | 2,603 円 | 2,946 円 | 3,297 円 |
| 所要時間                                         | 1 割負担 | 718 円   | 847 円   | 981 円   | 1,115 円 | 1,252 円 |
| 7 時間以上                                       | 2 割負担 | 1,435 円 | 1,694 円 | 1,962 円 | 2,230 円 | 2,503 円 |
| 8 時間未満                                       | 3 割負担 | 2,152 円 | 2,541 円 | 2,943 円 | 3,345 円 | 3,759 円 |
| 所要時間                                         | 1 割負担 | 730 円   | 863 円   | 998 円   | 1,135 円 | 1,274 円 |
| 8 時間以上                                       | 2 割負担 | 1,459 円 | 1,725 円 | 1,995 円 | 2,270 円 | 2,547 円 |
| 9 時間未満                                       | 3 割負担 | 2,188 円 | 2,587 円 | 2,992 円 | 3,404 円 | 3,820 円 |
| 加算項目                                         |       |         |         |         |         |         |
| 負担割合                                         |       | 1 割負担   | 2 割負担   | 3 割負担   |         |         |
| 入浴介助加算Ⅰ                                      |       | 44 円    | 88 円    | 131 円   |         |         |
| 中重度者ケア体制加算                                   |       | 49 円    | 98 円    | 147 円   |         |         |
| サービス提供体制強化加算Ⅰ                                |       | 24 円    | 48 円    | 72 円    |         |         |
| サービス提供体制強化加算Ⅱ                                |       | 20 円    | 40 円    | 59 円    |         |         |
| サービス提供体制強化加算Ⅲ                                |       | 7 円     | 13 円    | 20 円    |         |         |
| 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ                              |       | 11.8%   |         |         |         |         |
| ※介護報酬算出方式に基づき算出した金額に上記のパーセントが加算され、利用料金となります。 |       |         |         |         |         |         |

(注) 上記の料金表は厚生労働省令による告示上の変更に合わせて変更いたします。

法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として居宅介護サービス費用基準額から事業所に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。

その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その内容及び費用についてあらかじめ利用者又はご家族に対し同意を得る。

食事代 : 670円

#### (介護計画の作成)

第11条 介護計画の内容については、利用者及び家族に内容を説明・同意を得た上で交付する。

2 サービスの実施状況、サービス及び目標の評価をおこなう。

#### (利用者側が事業所の提供を受ける際に留意すべき事項)

第12条 設備、器具は本来の用法に従って利用する。

2 喫煙は決められた場所以外では行なわない。

3 対人、対物に危害を加えたり、迷惑な騒音を発せられる場合は、契約解除になる場合がある。

4 所持品は原則的に利用者自身の管理となる。

5 事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は行なわない。

6 その他契約書及び重要事項説明書の内容に反しない。

#### (衛生管理等)

第13条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する委員会を定期的に開催するとともに、その対策を協議し、従業員にも周知していく。また、対応指針等を作成し掲示を行う。研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めていく。

#### (緊急時における対応方法)

第14条 サービス提供中に利用者の病状に急変等が生じた場合は速やかに主治医・救急隊・ご家族・関係機関へ連絡を行う。

#### (秘密保持等)

第15条 従業者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、措置を講じる。

3 利用者及び家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得る。

#### (苦情における対応方法)

第16条 サービス提供に関して発生した苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付担当者を置く。

2 苦情を受け付けた場合、改善策を検討するとともに、その内容等を記録する。

#### (事故発生時の対応方法)

第17条 介護事故に対する安全管理体制の確保を明確化する。

2 サービス提供中に事故が発生した場合は、各関係機関・御家族に連絡をするとともに、受診等、

必要な措置を講じる。

3 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

（苦情・ハラスメント処理）

第18条 事業所は、提供した指定通所介護（総合事業）又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

第19条 事業所は、適切な指定通所介護（総合事業）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（1）組織内の体制や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法

（2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備（3）その他虐待防止のために必要な措置（4）

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区に通報するものとする（5）虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ることとする（6）虐待の防止のための指針を整備すること（7）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること（研修計画の策定）（8）上記措置を適切に実施するための担当者（および責任者）を置くこと。

（事業継続計画）

第21条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定通所介護（総合事業）の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（記録の整備）

第22条 事業者は、利用者に対する通所介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保管する。

（非常災害対策）

第23条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

（1）火元責任者にはフロア従業者を当てる。

（2）始業時・終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う。

（3）非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。

（4）非常災害設備には常に有効に保持するよう努める。

（5）火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、災害協力隊を編成し、任務の遂行に当たる。

（6）防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。

① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年1回以上

- ② 利用者を含めた総合訓練 . . . . . 年 1 回以上
- ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底 . . . . . 随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(その他運営に関する留意事項)

第 24 条 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善に努める。

2 従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- ② 継続研修 年 4 回以上

(附則) この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 18 年 11 月 1 日改正  
 平成 18 年 12 月 14 日改正  
 平成 19 年 4 月 1 日改正  
 平成 21 年 1 月 1 日改正  
 平成 21 年 4 月 1 日改正  
 平成 22 年 10 月 1 日改正  
 平成 23 年 5 月 13 日改正  
 平成 23 年 8 月 1 日改正  
 平成 24 年 2 月 23 日改正  
 平成 24 年 4 月 1 日改正  
 平成 26 年 4 月 1 日改正  
 平成 27 年 4 月 1 日改正  
 平成 27 年 8 月 1 日改正  
 平成 28 年 10 月 1 日改正  
 平成 29 年 4 月 1 日改正  
 平成 30 年 4 月 1 日改正  
 令和 1 年 10 月 1 日改正  
 令和 3 年 4 月 1 日改正  
 令和 3 年 6 月 1 日改正  
 令和 4 年 10 月 1 日改正  
 令和 5 年 8 月 1 日改正  
 令和 6 年 1 月 31 日改正  
 令和 6 年 4 月 1 日改正  
 令和 6 年 5 月 31 日改正  
 令和 7 年 4 月 1 日改正  
 令和 8 年 6 月 1 日改正